

企画提案用仕様書

1 事業名

令和8年度希少種交通事故防止・密猟対策事業委託業務

2 趣旨・目的

世界自然遺産登録地の沖縄島北部は、ヤンバルクイナやヤンバルテナガコガネ、オキナワセッコクなどの国内希少種や国際的な絶滅危惧種の重要な生息・生育地である。一方でこうした希少種等は、密猟による採集圧の増加や野生動物交通事故により安定的な生息・生育環境が脅かされており、実効性のある密猟及び交通事故対策の実施が喫緊の課題となっている。

本業務では、沖縄島北部の生物多様性豊かな自然環境の保全に寄与することを目的に、森林パトロールや普及啓発に取り組む。

3 業務の履行期間

契約締結の日から令和9年3月 12 日までとする。

4 業務対象地域

国頭村、大宜味村及び東村

5 業務の内容

(1) 森林内パトロールの実施

世界自然遺産地域及び緩衝地帯を中心に、森林内パトロールと監視カメラの点検を実施する。

ア 実施期間及び回数

9ヶ月間以上、年間 120 回以上

イ パトロールにおける確認・記録事項

人物、駐車車両、捕虫トラップ及び法律で保護が図られている希少野生動物種など

○ 留意事項

(ア) 森林内パトロール中の対応や報告等

人物遭遇時には可能な限り声かけをし、森林内にいる目的や行動等について聞き取りを行うとともに、希少野生動物の密猟等の防止に理解を求める。

また、業務対象地域内における密猟等の情報が寄せられた場合には、速やかに沖縄県等に報告するとともに、密猟の恐れがあると思われる地点を重点的にパトロールするなど、対応を検討する。

なお、パトロール中は、密猟対策のための警戒を行っていることが他者からも分かるような服装及び装備をする。

(イ) 外来生物目撃情報の共有

外来生物(マングース、ノイヌ、ノネコ等)を目撃した場合は、目撃した位置等を県や関係機関へ連絡する。

(ウ) 緊急事への備え

パトロールの実施に際し、危険生物等に対する安全対策のほか、緊急連絡が可能な通信手段の確保に努める。

(エ) 業務の効率化

後述する(2)及び(3)の業務についても、森林内パトロールと併せて行うことで、業務の効率化を図る。

○ 企画提案事項

パトロール候補地及び実施時間並びにその選定理由

(2) 森林内監視カメラの点検

国頭村内 180 箇所の監視カメラを巡回点検するほか、密猟疑い事案が発生した際に、緊急で記録映像を確認する。

なお、監視カメラは過年度から継続して設置しているが、県の指示により設置箇所を変更することがある。

(3) 防草シートの状況確認

ロードキル防止対策の一環として、視認性の向上を目的に県道2号線及び県道 70 号線沿いに防草シートを敷設しており、これについて2カ月ごとの状況確認を行う。また、豪雨または暴風が収まった後など、県の指示により緊急点検を行う場合がある。

その際、防草シートの破損等により通行車両の妨げになることが確認された場合は、速やかに破損個所の補修(応急措置を含む)を行う。

(4) 警察等と連携した密猟対策合同パトロールの実施

密猟者の摘発及び抑止を目的に警察や関係機関(開催場所の役場、環境省、文化財課など)と連携し、密猟対策合同パトロールを実施する。また、合同パトロール実施後は、参加者に対してアンケートを実施して改善等を行う。

○ 企画提案事項

- ・合同パトロールの実施概要(時期、場所、回数)及びその理由
- ・受託者における実施体制

(5) 林道夜間通行止めの実施

密猟防止のため、国頭村内での林道夜間通行止めを実施する。実施にあたって必要な手続き(自然公園法、道路法、その他林道管理要領などに基づく許認可等)について整理し、手続きを完了したことを確認したうえで実施する。

また、必要に応じて定例区長会などにおける事前説明を行う。

(6) 林道夜間通行止めの実施に係る周知

(5)の実施に際し、事前の告知と実施中の案内を行う。

○ 企画提案事項

周知の方法及び対象者

(7) 希少種交通事故防止・密猟対策に係る普及啓発

地域住民向け説明会を業務対象地域の公民館等で1回以上行い、沖縄県が実施する対策について周知するとともに、ロードキルの未然防止や密猟行為に対する理解増進を図り、ロードキル個体の救護や密猟疑い行為に係る通報について協力を求める。

また、事業趣旨に沿った内容での普及啓発に取り組むことで、県民等の理解増進を図る。

○ 企画提案事項

普及啓発の実施方法及び対象者(ターゲット)

(8) 業務内容に関する打ち合わせ等の実施

業務内容や進捗状況等に関する打ち合わせを随時実施すること。打ち合わせには本業務を監理する立場の者と担当者が参加すること。

6 再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括若しくは分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督等の統括的かつ根幹的な業務

ウ 契約の相手方を選定した理由と不可分の関係にある業務

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、予め書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

7 成果物

- (1) A 4版報告書3部（長期使用に耐えうる通常の装丁を行う。）と、電子データを収納したCD-ROM等電子媒体2部を併せて納品すること。
- (2) 成果物の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務に当たり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理する。

8 委託上限額及び経費積算について

- (1) 委託料の上限は30,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、これは企画提案のために提示する額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。
- (2) 費目については、以下の内容で積算すること。
 - ア 直接人件費
 - イ 直接経費（謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）
 - ウ 一般管理費
（（直接人件費 + 直接経費 - 再委託費等）×10/100以内とする。）
 - エ 消費税

※再委託費等は、当該事業に直接必要な経費のうち、応募事業者（共同事業体構成員を含む）が実施できない若しくは実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費を対象としており、再委託費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

※外注（請負契約）の例：機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析 鑑定等

※各経費は、単価、月数、回数、個数等、見積条件が分かるよう明記すること。

※事業終了時には証憑を検査し、実際に支出した額について契約額の範囲内で支払うこととする（一般管理費を除く）。

9 その他

- (1) 本契約履行にあたり、業務に関する県所有の資料については、その必要に応じ受託者に貸与又は閲覧可能である。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (3) 業務実施にあたり疑義が生じた場合、県と受託者で協議の上決定する。

10 留意事項

- (1) 委託業務の経理に関し、以下のことに留意すること。
 - ア 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、委託費の使途を明らかにしておくこと。
 - イ 雇い入れた労働者の出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等の書類を整備、保管すること。
 - ウ 委託費の支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。

- (2) 沖縄県は、委託事業の適正を期するため、必要があるときは、委託者に対し報告を求め、又は沖縄県職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

- (3) 委託業務完了にあたり、帳簿類の確認ができない場合については、委託料を減額される場合がある。実績報告書により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に支払った委託費に残額が生じたとき、又は、委託費により発生した収入があるときは、その額を返還すること。

- (4) 委託事業終了後、国の会計検査院の实地検査が行われる場合がある。